



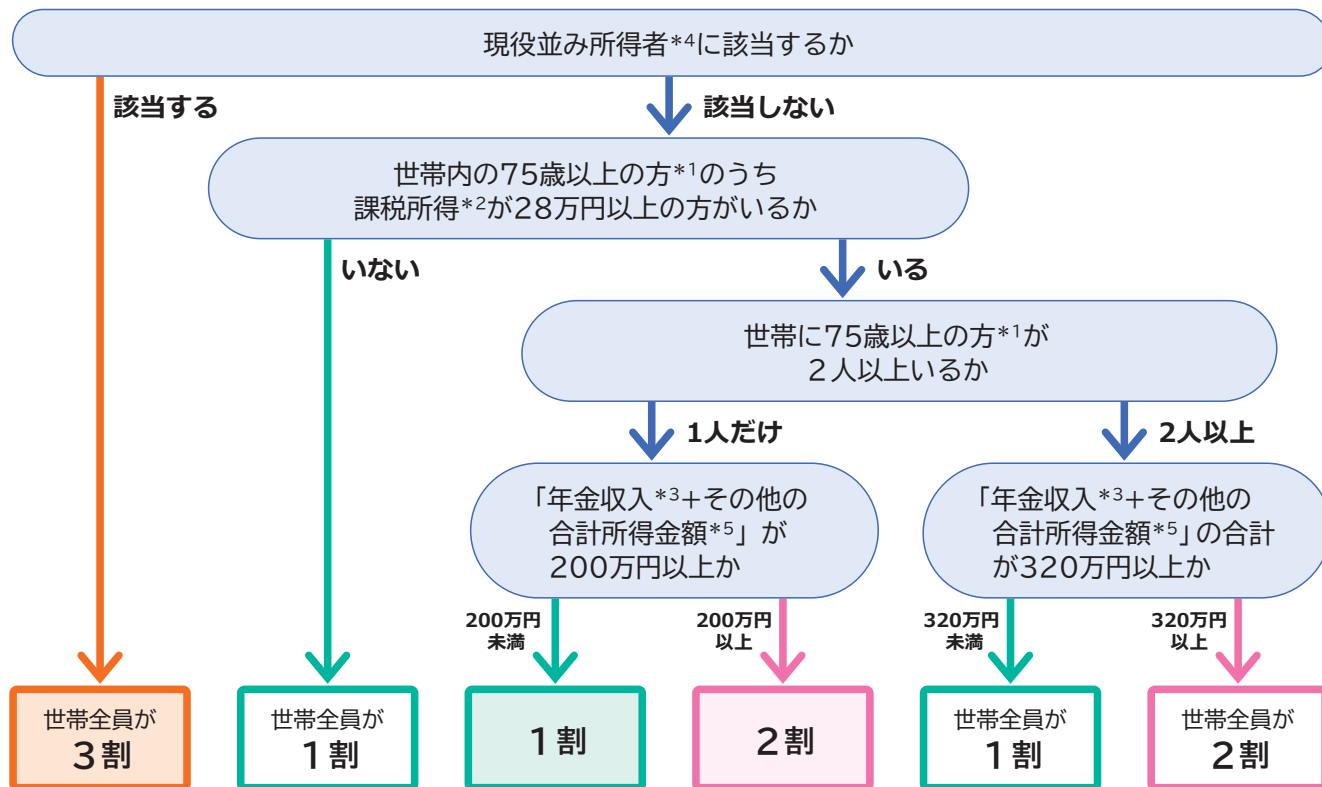
# 一定以上の所得のある方は、 医療費の窓口負担割合が変わります！

10月1日から、一定以上の所得のある被保険者は、現役並み所得者（窓口負担割合3割）を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

対象となるかどうかは、令和3年中の75歳以上の方<sup>\*1</sup>の課税所得<sup>\*2</sup>や年金収入<sup>\*3</sup>をもとに、世帯単位で判定します（下図参照、7月頃から判定可能）。

窓口負担割合が2割になる方には、9月頃に被保険者証を送付しますので、ご確認ください。

\* 住民税非課税世帯の方は基本的に1割負担



- \* 1…後期高齢者医療の被保険者は75歳以上の方（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含みます）
- \* 2…住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額）
- \* 3…「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません
- \* 4…課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の方
- \* 5…事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額

## 負担を抑える配慮措置があります！

施行後3年間は、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えます（入院の医療費は対象外）。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ払い戻します。

### 問い合わせ先

- ▷青森県後期高齢者医療広域連合 Tel.017-721-3821
- ▷国保年金課 内線2346
- ▷厚生労働省コールセンター Tel.0120-002-719

### ▷配慮措置が適用される場合の計算方法

例：1カ月の医療費全体額が50,000円の場合

	窓口負担額
窓口負担割合1割のとき	5,000円……①
窓口負担割合2割のとき	10,000円……②
負担増（②－①）	5,000円……③
窓口負担増の上限	3,000円……④
払い戻し等（③－④）	2,000円